

(陳情の趣旨)

「福生市非核都市宣言」を実現するよう陳情いたします。

(陳情の内容)

去る八月二十四日、長崎県佐世保港に入港した米戦艦ニュージャージーは、核弾頭つきの巡航ミサイル「トマホーク」を三十二発搭載しています。この核攻撃能力を持つ戦艦ニュージャージーが日本に入港したことは、日本の国是とするところの非核三原則を踏みにじるものです。このことは、私たちの住む福生市にある横田基地にも、核兵器の持ち込みが当然予想され、市民の暮らしが脅かされます。

ここに私は福生市民として、福生市に一刻も早く「非核都市宣言」をすることを求めます。

昭和六十一年八月二十六日

陳情者

福生市牛浜九一番地

中村

進 印

福生市議会議長

森田治男 殿

陳情第六十一一六号

老人保健制度等の改善に関する陳情書

(陳情の趣旨)

老人保健法等の一部を改正する法律案については、各方面の意見を聞いて審議を尽くされること及び老人保健制度、国民健康保険制度等の改善を行うことを要望する意見書を関係方面に提出していただきたく、お願い申し上げます。

(陳情の事由)

人生八十年時代といわれる長寿社会のもとで、老後を健康で安らかに送りたいという国民の願いは切実です。しかし、わが国の老後保障制度は、急速な高齢化のもとで大きく立ち遅れています。

すなわち、老後の生活基盤をささえる老齢年金は、その受給者の約七割は月額三万円前後の水準にあり、病院における老人医療は、医療基準や診療報酬の制限を受け、特別養護老人ホームやデイケア施設は著しく不足しております。

ことに、老人医療の患者負担、健康保険被保険者一割負担、国民健康保険への国庫負担引き下げによる保険税(料)の引き上げなどは、国民の生活と健康に少なからぬ影響を与えています。

政府が成立促進を図っている老人保健法等の一部を改正する法律案は、今後の保健・医療・福祉に極めて甚大な影響を及ぼす内容を持っています。

老人医療費の一部負担の増額は、老人の生活実態、昭和五十八年の一部負担導入による受診減からみて、病気の早期発見・早期治療を妨げ、病気を重症化させ、ひいては医療費を増加させる要因になることを懸念するものです。

老人保健施設制度の創設は、制度的には病床の大幅な削減、自由診療・療養費払い制度の導入であり、病院からの老人締め出し、医療内容の低下、利用者負担の著しい増加が予想され、わが国の医療・福祉制度に急激な改変をもたらすものであります。

加入者按分率一〇〇%の実施は、厚生省や区市町村国民健康保険の財政負担を軽減するものの、被用者保険や国民健康保険組合の財政負担を増やし、ひいてはサラリーマン等の負担を将来にわたって増加することになります。

国民健康保険制度の改正は、国民保険税(料)が支払えない世帯の受診を事実上停止するものであつて、診療担当者としてこれを黙視することはできません。

以上の事由により、私どもは、老人保健法等の一部を改正する法律案に反対であり、政府が国民の生活向上、健康保持に一層努力されることを願つて、関係方面へ次のことを要望

している次第であります。

一、老人医療の患者負担をこれ以上増やさないようにしていただきたい。

一、医療内容が低下し、利用者の負担が著しく増加する「老人保健施設」でなく、現行の老人福祉施設の医療機能を充実し、増設していただきたい。

一、健康診査の内容を充実、受診率の向上をはかり、併せて歯科保健事業を実施できるよう国の補助金を大幅に増額していただきたい。

一、退職者医療制度創設にともなう「推計ミス」によつて生じた国民健康保険財政の不足分については、厚生省が国庫負担を増額するなど責任ある措置を講じて、国民健康保険保険税（料）の大幅な引き上げをしなくても済むようにしていただきたい。

一、健康保険被扶養者、国民健康保険被保険者の給付率を引き上げ、健康保険被保険者の二割負担は実施しないでいただきたい。

一、岩手県沢内村のように、患者負担の軽減、受診の促進、健康管理の徹底、病気の重症化防止によつて医療費の増加を防ぐために、沢内村の都市版を目指す実験都市計画を立案、推進していただきたい。

ついては、貴議会におかれましては、老人保健法等の一部を改正する法律案については

慎重に扱われること及び老人保健制度、国民健康保険制度等の改善を行うことを要望する意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

昭和六十一年八月二十六日

陳情者

福生市福生一二九八

東京保険医協会西多摩支部

支部長 内 山

大 印

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

陳情第六十一一七号

商業地域の住宅化抑止に関する陳情書

陳情の趣旨

現在、青梅線福生駅東口駅前より産業道路に通じる（通称富士見通り）道路の両側にわたる広範囲の地域は、昭和三十六年十月五日付建設省告示第二五九八号決定及び同号の定める都市計画法第八条第一項第一号に基づき、福生都市計画用途地域決定により「商業地域」として今日に至っております。

同地域には、現在「東口駅前商栄会」に続き約百七十店舗を会員とする「ひがし商栄会」が位置し、「福生市商工会」に加入する商業地区であります。

構成会員のほとんどがバー、飲食業を営み、営業に携わる従業員数は実に八百名を超す全国でもまれにみる特殊商店街地区であり、これを踏まえて福生市商工会の指導のもと、去る昭和五十二年度に商店街近代化のための診断を実施いたし、これに基づき福生市商工会の「環境衛生部会」が新設と同時に全会員が部会員となり、顧客のニーズにこたえるために努力しております。

去る七月初旬、この商店街の中心部（福生市大字福生字奈賀八七五番地）に地上九階建の高層マンションの新築工事着工の標識が設置されました。建築基準法に定める商業地域における建ぺい率及び容積率等を最大限に利用した入居世帯数は百世帯を優に超える規模

であります。

このことは終戦直後の進駐軍対策として国、都及び福生町（当時）の各機関がバー、飲食店街の最適地と指定されて今日に至つたこの地域が、住居地域に急変する可能性は、まことに大であり、周辺商業者の営業環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。ひいては商店街の滅亡にもつながる重大関心事であります。

ついては、市におかれましては福生市宅地開発等指導要綱第十三条に規定された商業地域内の宅地開発行為について特殊性のある当商店街と調和されるとは認めがたい高層マンション建築計画を抑止し、商業地域を保全するための適切な施策を強く講じてくださいますよう陳情いたします。

昭和六十一年八月二十九日

陳情者

福生市大字福生七八〇番地

福生商業地域を守る会

代表 須 釜 亮 次 印

福生市議会議長

森田治男殿

陳情第六十一―八号

東京都立商科短期大学商学科二部の

昭島校舎存置に関する陳情書

陳情の要旨

東京都立商科短期大学商学科二部の都心部への移転・統合を取りやめ、現状どおり昭島校舎へ存置していただけますように、東京都に対して、意見書の提出を賜りたく陳情いたします。

陳情の理由

三多摩唯一の公の高等教育機関（夜間課程）である都立短期大学の夜間部は、何よりも地域との深いかかわりが大きな意味を持ちます。

昼、働きながら夜、学ばなければならない勤労学生にとつて、学資の安いこと、また年令を超えて、それぞれ異つた職場の仲間との交流によつて、より広い視野を持つことができ、かつ基礎的、系統的な専門知識を習得し教養を高め、生活を豊かにすることを目標とする教育の場（大学の所在地）は、勤務地にまたは自宅に近い位置にあることが避けられない条件であります。

それが経営学科との統合により（都心部）への移転計画が実施されますと、大多数が多摩地区に住居、勤務地をもつ商学科二部の学生は、必然的に通学が不可能になります。

東京都でも多摩地区は、これからあらゆる面で都心部とは異つた道を歩むことになる

と思われます。多摩独自の文化の向上と産業の発達に寄与すべく大学の果たす役割は、社会変化に応じた学理的、実践的知識の習得が、今後一層重要になります。それゆえに条件整備が急がれるところでありますが、地域のもつ独自性を深く配慮され、そのためにも大学の統廃合は慎重に行われるべきであると考えます。

都立商科短期大学二部の経緯は、昭和二十二年四月立川市曙町に、立川専門学校経済科（一、二部）が創立され、翌年英文科（一、二部）が増設され、以後立川短期大学商科、英文科（一、二部）、都立立川短期大学家政科（一部）商科（二部）と変遷を経て、昭和四十四年四月に都立立川短期大学二部と江東区越中島の都立商科短期大学と合併し、昭島市に新都立商科短期大学二部として発足、現在に至っております。

古くは、現在の商学科二部の前身にあたる、立川専門学校当時より二部の卒業生は、国、東京都を初め、多摩地区の自治体の職員として、また広く地域産業の担い手として大きな役割を果たしております。

都立商科短期大学（二部）はすぐれた三多摩の大学であります。それは地域と密接不可分な関係にあり、三多摩地域から離れることは、地元に育ち、またそこで生成発展してきた大学としては、大学の死にも等しい意味を持っております。

上記のような事情を充分に御賢察いただき東京都に対して、都立商科短期大学二部を現
状どおり昭島校舎へ存置されますよう、貴議会の格別の御助力を賜りたく陳情いたします。

昭和六十一年八月二十九日

陳情者

東京都八王子市片倉町三四〇一二

東京都立短期大学校友会

会長 岡 尾 光 彦 (印)

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

陳情第六十一一九号

ワンルームマンション建設反対に関する陳情書

貴議会におかれましては、日夜市発展のために御努力なされておりますこと深く感謝申し上げます。

わが市も土地の高度利用から、最近高層マンションが盛んに建設されており、大きく様変わりしつつあることは、市発展にとつては好ましいことと存じます。

しかし、マンション周辺住民の安寧と良好な環境を脅かすようなことがあつてはならないと存じます。私どもの居住する近辺の福生市本町一三三―三番地に、ワンルームマンションが建設されると仄聞いたしており、このようなマンションは通常のファミリーマンションとは異なり、取得者が生活の根拠として入居するのではなく、風紀上や環境上好ましくないからざる方法で利用することが多いということであります。

また、建設予定地は商業地域となつており、今後市の開発計画に大きな影響を及ぼすものと考えられます。

このようなことから私ども周辺住民としては、ワンルームマンション建設には強く反対するものであり、貴議会におかれましても是非御理解を賜り、建設関係者等に強く働きかけていただきたく陳情する次第であります。

昭和六十一年八月三十日

陳情者

福生市本町九四

本三町会長 田 村 武 寿 印

福生市本町六六

本二町会長 吉 井 幸 次 印

福生市議会議長

森 田 治 男 印

福生駅

GS

踏切

立川

あたま

パチンコ店

稲毛屋

銀座通り